

新環境ガイドラインに基づく異議申立て手続きに係る  
第9回パブリック・コンサルテーションの様態について

平成14年10月18日（金）国際協力銀行において、新環境ガイドラインに基づく異議申立て手続きに係る第9回パブリック・コンサルテーションが開催され、50名以上の皆様の参加の下、積極的な議論が行われました。ここでは、会場の様態をお届けします。（なお、記名での発言の公開を希望された方については、参加者の名前を記名させて頂いています。ただし、参加者の皆様にご発言の内容は確認いただけないため、文責は国際協力銀行にあることをご了解ください。）

国際協力銀行からの出席者：

総務部：	矢島次長、入柿課長
金融業務部：	藤田課長、天野調査役
開発業務部：	山田課長、武貞調査役

（矢島次長）

おはようございます。それでは、パブリック・コンサルテーション・フォーラムを開催させていただきたいと思えます。

きょうが、おそらくファーストラウンドの最後の回になるのだらうと思えます。残っておりますところは、論点比較表の中ではいちばん最後のページになりますが、「その他のご意見」ということです。ここは、J B I C の案が、異議申立ての手続き要綱ということで手続き面に集中しているということで、「機関の構成」とか、「審査役の選任の方法」といったところが入っておりませんでした。その点に関してのご意見ということですので、論点の比較という形にはなっておりません。

きょうは、これまでの議論の中で異議申立ての手続き、その役割がたいぶはっきりしてまいりましたので、そういうことを受けまして、まずは「機関の構成」「選定の方法」といったところのJ B I C の考え方を説明していただきまして、その後、ご意見を賜りたいと考えております。それでは、まずJ B I C からお願いいたします。

（入柿課長）

国際協力銀行総務部の入柿でございます。「機関の構成」につきましてですが、今のところ考えておりますのは、まず本行が要件を定めまして、その要件に従って人選をしたうえで候補者を決定する。その後、本行、産業界、学識経験者、NGO、開発途上国等からなる選考委員会を組織いたしまして、その意見を踏まえて総裁が任命するという形を取りたいと考えております。

その組織ですが、今のところ考えておりますのは、審査役を2名置くことにいたします。ただし、合議制ではなくて、各申し立てについていずれかの審査役が専断する、で、他方の審査役の意見も踏まえて報告書を作成するという形にしたいと思っております。

人選の際の要件でございますが、いくつか設けたいと思っております。まずは法律的知見を有すること。これは、本件が遵守・不遵守の判定にあたるということと、それから、問題解決と申しますか、対話の促進にあたるということですので、最低限法律的な知見は必要であるということでございます。2番目としまして、国際金融および/または開発援助の知見を有すること。私どもの業務にある程度の知見を有することが必要かと思っております。これは、国際金融もしくは開発援助のいずれか一方ないしは両方ということでございます。3番目といたしまして、本行業務と直接利害関係にないことということが一つ挙げられようかと思えます。できるだけ第三者性を確保するためには、利害関係のところは遮断したいと考えております。4番目としまして、これは当然でございますが、日本語および英語に堪能なこと、を考えております。さらに、退職後2年間は本行の役職員となることができないこととしたいと考えております。

それから、審査役2名をサポートする事務局員ですが、こちらのほうは本行職員3名程度をあたえたいと、今のところ考えております。

とりあえず以上でございます。

（矢島次長）

最後のページの、これまでいただいた意見の中では「3名」がいいのではないかというご意見、あと、常設の事務局を設置するということがございました。これはメコンウォッチ、FOEジャパン等のご提言の中には「3人」という形で出ておりました。あとは、口頭での発言で、財務省のほうから、3名の合議制、それから、選定の委員会を置くというご提言がなされたと考えております。そういう意味では、3名ということではなくて、J B I C の案ですと「2名」、それぞれ専断をして、片方がそれをサポートする形で意見を申し添えるという構成になっております。その点につきまして、何か。

選考委員会という意味では、ご提言いただいたものとはほぼ同内容のものが」B I Cの今の発言の中にもあったと思います。こういった点を踏まえまして、何かご意見がございましたら、賜りたいと思います。

(外務省 高田氏)

外務省の高田です。確認ですが、合議制ではないが協力をする、「完全に独立」ではないようにも聞こえたのですが、そのへんをもう1回きちんと説明していただきたい。それから、条件がいくつかあったと思うのですが、直接利害関係がないとかいうのは2人に当然共通する条件だと思うのですが、法律的知見と国際金融・援助の知見を有するというのは、お2人の場合は2人ともにそれが要求されるのか、それとも、一方はこんな人で、一方はこんな人でというのがあり得るのか、そのへんをご説明いただけますでしょうか。

(入柿課長)

まず審査のやり方ですが、審査役を2名置いて、基本的にはそれぞれの申し立てについてはいずれかの審査役が専担するということとあります。ただし、他方の審査役の意見も踏まえて報告書を作成するということです。完全な合議制ではありませんが、緩やかな合議制と申しますか、他方の意見も参考にするというので、情報はもう1人の審査役にも与えて、その方の意見を聞いたうえで、もう1人の担当する審査役が責任を持ってまとめという形を考えております。

要件のほうですが、四つ申し上げました。法律的知見、国際金融または開発援助の知見を有すること、本行業務と利害関係がないこと、日本語および英語に堪能であることですが、四つともそれぞれ2人に求めたいと思っております。もちろん、2番目のところの「国際金融および/または開発援助の知見」というところで、片方が国際金融のみの知見しか有されていないという場合には、もう1人の方は開発援助の知見を有することがマストになると考えております。

(参加者 A)

2点あります。まず1点、選考委員会についてもう少し詳しく、どんな感じで考えているのかということをお聞かせいただきたい。あと、今の要件のところ、「国金・開業等の知見を有する」、これはこれであるに越したことはないし、必要だと思うのですが、一方で、環境の部分については特に求められていない。この場の議論でも、環境の面の配慮と、まさに実際、特に国金のほうなどは、商業用の状況とかをちゃんと把握している人でないといけないうような動きが産業界の方からいろいろ出ているという中で、なぜ、ここで「環境」という要素が全然入ってこないのか。その2点、ご説明ください。

(入柿課長)

選考委員会のほうですが、今、申し上げたとおり、本行、産業界、学識経験者、NGO、開発途上国等から成る選考委員を集めて、候補者について意見を言っていたいて、その意見を踏まえて総裁が任命するという形です。少なくとも本行、産業界、学識経験者、NGO、開発途上国、5種類挙げておりますので、それぞれから最低でも1人ということですので、最低でも5人の委員会を組織して、そこが候補者と面接することになると思いますが、そこで書類審査、あるいは、面談、インタビュー等を行って意見をまとめていただいて、それを総裁に意見具申していただくという形を考えてます。まだ、何人とか、どういう感じかというのはあれですが、この委員は、基本的にはわれわれのほうで選びたいと思っております。

それから、環境的な知見のほうですが、本件が環境社会配慮にかかわるものであることは当然のこととございますが、その問題によって求められる環境社会配慮に関する知見は幅広いものになろうと思っております。したがって、そのあたりは、特に環境的な調査が必要であるとかいった場合には、この審査役が外部の専門家を使って調査させるとかいったことで補いたいと思っております。この方本人については、特に「環境の知見」をマストとすることは考えていないということとあります。外部専門家等でそのへんの知見は補っていくことを考えています。

(参加者 A)

今のお話だと、一見そうなのかなと思う一方で、では、この分野についてはどの先生が詳しいとかということぐらいいは少なくとも知っている人でないと。全然専門外とまでは言わないまでも、そんなに詳しくない人を環境の部分について選んでしまったなどということがあってもダメなので、ある程度環境のことについても詳しい人でないと。そもそもどういう専門家の人がこの案件にふさわしいのかということを見抜く能力がなければいけないと思うので、そこらへんは考慮に入れるべきかと。ただ、今私が申ししていることは、まさに選考委員会のほうで話せばいい話かもしれないので、そこは選考委員会のほうでということかもしれません。

また、更問なのですが、選考委員会で委員の候補の人と面談等になるのでしょうかという話ですが、そもそもその委員の候補の人の選び方はどういうふう考えているのかということをお聞かせいただけますでしょうか。

(入柿課長)

委員の候補と申しますと、選考委員会のほうですね。

(参加者 A)

選考委員会ではなくて、選考委員会が、結局、審査役を選ぶということなので、その審査役の候補はどういうふうを選ぶのか。

(入柿課長)

審査役の候補のほうは、要件を掲げて、それで本行のほうで人選するというございます。公募にするのか、あるいは、いろいろな団体の推薦を受けるとか、そういった形で幅広く選びたいと思っています。このところは人を雇う話でありますので、直ちに公募ですべて要件を満たした人が来るのかとか、そのへんはいろいろとあるかと思っておりますので、そこは柔軟に対応していきたいと思っております。

(外務省 高田氏)

もういっぺん質問ですが、その場合に、J B I Cが選考委員会にかける候補者は、2人なのでしょう。2人に絞って、この人でもいいですかという感じになるのでしょうか、それとも、4人とか5人とかということもあり得るのでしょうか。それから、選考委員会というのを最初に聞いたイメージは、集まってというふうに受け取ったのですが、入柿課長のご説明を聞いていると、選考委員の人たちが集まるのではなくて、個別にその人たちが審査して、その結果をバラバラに報告するとも取れるのですが。

(入柿課長)

まず、何人候補者を選考委員会にかけるかということについては、人の集まり具合によります。2人しか適任者がいないとわれわれのほうで判断すれば2人になりますし、もっという、その中から篩いにかけてもらおうというほど人がいっぱい来れば、それはそれなりの人数でかけることもあり得るということかと思っております。

若干、誤解を与えたかもしれません、選考委員会のほうは、委員会ですので、そこは議論していただく必要があると思っています。したがって、それぞれから意見を聞いて、この人でもいいですかということと言うということはイメージしていません。一堂に会していただいでご議論いただいで、そのご意見を総裁のほうに具申していただくということかと思っております。

(参加者 B)

先ほど審議役のほうの要件で四つほどご説明があったのですが、私ども業界のほうは、本件の異議申し立てにつきまして、相手国の主権の尊重をどうするのかということとか、あるいは、企業秘密に対する配慮をどうしていただくのか、あるいは、イコールフットINGの観点からどういう形でやっていただくのかということ、かなりリーガルな面も含んでおと思っています。特に、J B I Cとしての国際金融機関、金融機関としての限度もある中でどうすることが可能なのかということ、それを逸脱して相手の国との紛争になったり、あるいは、企業秘密の形で提訴されたりということも懸念されるわけありますので、その観点から、先ほどご説明のありました、法律上の知識というのは必ず必要な分野であろうと思っております。

そうしたうえで、環境ガイドライン遵守ということですが、遵守の観点に立った的確な判断、もちろん前提としてプロジェクトが相手の国にとってどういう位置付けであり、国の行政あるいは司法等でどういう判断を得ているのかということ踏まえて、バランスよく判断できる必要があると思っておりますので、よろしくご配慮のほどお願いしたいと思います。

なお、選考委員会に産業界のほうも加えていただいているということで、ぜひ、この観点についてはよろしくお願ひしたいと思います。

(矢島次長)

他にご意見はございますか。はい、どうぞ。

(ODAウォッチャーズ 坂元氏)

1点だけですが、法律上の知見ということ。具体的に、法律上本当に知見があるというのは、弁護士とか、そういう資格という問題になってくると思うのですが、そこまで踏み込んで考えておられるのかという点と、もう1点

は、先ほど産業界のほうでもおっしゃられましたように、法律上の知見であっても、国内の知見ではなしに、国際法上の国際経済とかまで踏み込んで、しかも、そういう資格があるということまで制限されているのか。先ほど、「法律的」とおっしゃいましたので、その「的」に意味があるのか、そこらあたりをもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

(入柿課長)

そこは、もちろん法律的知見を有することを簡単に証明できるのは、弁護士とか、そういう資格になるかどうかと思うのですが、正直言って、弁護士を雇うとなるとまたたいへんなことになります。たいへんなことというのは、待遇面とかとの兼ね合いもありますので、なかなか資格で制限するとか、そこは難しいと思っています。では、どう判断するのかということですが、そのへんは、ある程度法律的な知見を有することを自己申告等していただいて、まず本行のほうでスクリーニングさせていただくときに、どれだけお持ちなのかということインタビュー等を通じて教えていただいて、なおかつ選考委員会のほうで、そのへんを、十分お持ちかどうか、ご判断と申しますか、ご意見を賜るということかと思っております。ここはなんらかのクリアカットな条件を書ければそれに越したことはないと思うのですが、諸般の事情もありますので、ここはこういう書き方にさせていただいたということでもあります。したがって、必ずしも資格で限っているわけではないということと、それから、できる限り幅広い法律的な知見を有していることかと思っております。

(ODAウォッチャーズ 坂元氏)

今の話を聞きますと、費用がかかるから弁護士ではなしに……、私自身の意見としましては、逆に、そういう資格というよりも、それまで携わったこれまでの経験とか、諸般の国際的な情勢とか、社会情勢とか、一般教養というか、知見といっても専門的なものだけではなしに、環境も含めましてさまざまな面で多岐にわたって素養があるという方のほうがそれだけ能力も高いわけで、また、新しい試みになるわけですから、そういう方をぜひ選んでいただきたいと思います。

(矢島次長)

今のお話をうかがってますと、資格があればはっきりするのでしょうか、そうではない、むしろ、そこに限定するよりも広げていったほうが良いというのが考え方としてあるのだらうと思いますし、その際の参考になるのは、やはりそれまでのキャリアということ、そういう観点で選考していただくということではないかと思えます。

(外務省 高田氏)

最初の私の質問は今の議論とも関連するのですが、この要件は当然満たしてもらわなければ困るという要件と、こういう人たちが望ましいと。つまり、すべての人がこれを全部、法律の要件も満たさなければいけない、専門家の要件も満たさなければいけない、また他の要件ももしあればですが、満たさなければいけない、そんな完璧な人がいるのかという疑問もあります。中立性を要求される要件は当然全員必要ですが、2人がいいのかが分からないのですが、2人だったら、法律の、まさにリーガルの本当のプロフェッショナルが1人で、もう1人は別の人で、もう1人の人が担当する場合には、リーガルな部分はその法律のプロフェッショナルの人の意見を求めるとかということもあり得るのではないかと。そのへんまで含めて選考委員会の人が考えるというふうにしておかないと、今ここで、全部満たす人でないといけませんということになると、なかなかそんな人はいないということにならないでしょうか。

(入柿課長)

全部と申しまして、中立性とか、日本語・英語に堪能ということを除きますと、法律的な知見を有することと、われわれの業務について多少の知見を有していることということなので、しかも資格で切ったりしているわけではございませんので、そこは程度問題ではありますので、多少、なっていたからにはこれぐらいのことはあったほうが良いと思いますし、あるべきだと思います。この人材がまるでないともとても思えないので、この程度の条件は付けたいと思っています。

(メコンウォッチ 松本氏)

質問と意見があります。質問としては、これだけの制度を作る中で、ステイクホルダーによる選考委員会を作って、仮称の審査役という人を選ぶということ自体は、私たちも提言の中に入れてますし、賛成なのですが、しかしながら、どうやってこの選考委員会が選ばれるのか。「J B I Cが選ぶ」、これも、われわれも基本的にJ B I Cが選ぶしかないだろうと思いつつも、そこがちゃんと信頼できる各ステイクホルダーの人たちを集めて選考したのだというところをアカウンタブルにする必要はあると思っております。ですから、形としてはこういう形なのかもしれないと思って

いるのですが、一方で、そのアカウンタピリティを高めるための方法を、今ここで議論するテーマかどうかはともかく、もし何か考えているようだったら教えていただきたいというところです。

2点目は、常勤か非常勤かという話です。今の話でいくとどうやら常勤のようですが、日本のこの社会の状態の中で何かすでに職をお持ちの方がそれを辞められて常勤で3年なり何年なりこの職に就くという環境にあるかどうかという判断も含めて、常勤・非常勤、要は任期ともかかわってきますが、そのあたりのことについてどのように考えられているのかというのが2点目です。

3点目は、先ほど調査の話が出ましたが、ここでは調査員云々の話がかかれていないわけです。具体的に遵守・不遵守を審査する場合の調査を担う調査員について、J B I C案の中でどのようにお考えになっているのか。

3点あります。まず質問から3点聞かせてください。

(入柿課長)

選考委員会についてのアカウンタピリティを高めると申しますか、透明性を高めるといことについてですが、まず、選考委員会の委員等はもちろん公開していくとは思いますが、個々の審査過程を公開するとかいうことは今のところ考えておりません。個人のプライバシーにかかわることでもございますので、そこまで行けるのかなとは思っています。ただ、もちろん、ステイクホルダーから成る選考委員会を開催してそこで審議していただくということ自体が非常にアカウンタピリティを高めると申しますか、透明性を確保するうえできわめて大きな一歩ではないかと思っています。

2番目の常勤・非常勤ということについては、われわれは特殊法人ですので、常勤・非常勤という言葉の使い方が必ずしも同じではないのではないかと考えております。ポイントは、兼職を可能とするかどうかということですね。そこは、今のところ、基本的には兼職を認める体制にはうちのほうはなっていないのですが、ここは条件交渉の問題かとは思いますが。どうしてもこの方がという方がいらっしゃって、報酬との兼ね合いとか、さまざまあるかと思えますので、そこは必ずしも100%排除するかどうかは、今の時点では決めかねているというところであります。

調査員のほうですが、基本的には審査役のほうで調査員を選んでいただいて、事務手続き等は事務局が担当するという形を考えています。したがって、審査役にはある程度予算を配分して、そこで自由に調査員を雇えるよう、雇えると申してももちろん限度はありますが、委託契約等でリテンするような方法を考えていると思っています。

(メコンウォッチ松本氏)

ありがとうございます。で、意見ですが、特に、外務省の高田さんが何度か指摘されていますが、私は要件は気になっているところです。

これは確かに、望ましいという点では望ましいと思っているのですが、しかし、このプロセスを見たときに、例えば、世界銀行やアジア開発銀行がこれまでインスペクションパネルをやった中で、私とそのプロセスを見ている中で、いったい何がいちばん重要なのだろうと、このポジションにいる人にとって、と思ったときに、やはりちゃんといろいろな意見を聞いていけるかどうかというのがきわめて重要なことです。ここの議論の場だけで行くと、遵守・不遵守を問うのだから、法律的な判断が重要ではないかとか、知見が大事なのではないかと思われるのかもしれませんが、しかし、実際に行われているプロセスを見ると、その組織がうまく機能できるかどうかというのは、いかにして聞き忘れていた声、見忘れていたものを見てもらえるかどうか、そこにちゃんと判断が行くかどうかというところがきわめて重要です。

世界銀行、アジア開発銀行を見ていると、いちばん重要視しているのはコミュニケーションの能力である、そういうところに非常に重視のポイントがあるというところを考えても、調査員を雇うといっても、この審査役自体がそうした異なる文化の社会に向かってコミュニケーションを取って行って、その人たちの理解を得る、あるいは、その人たちの声をちゃんと聞けるかどうかというところが、この仕組みを信頼あるものとして機能させるためにはきわめて重要だと私は思っています。

むしろ知識のところは別のやり方で補えるのではないかと。つまり、法律の面についても、最終的に相談することはできるわけですし、国際金融等業務あるいは開発援助についての知見も、事務局に入られるスタッフがいるわけですから、ある意味で行くと、知識そのものについてはサポートできるのではないかと。この審査役が常に舵取りをしなければいけないというところを考えると、あまりこういう入り口の要件を出してこういう専門家を集めるところに心を砕きすぎないほうがいいのではないかと。ある程度必要であることは認めますが、しかし、何より組織を機能させるには、私は、ここで切ってしまうよりは、そうしたコミュニケーションの力とかを見ていくほうが重要だと考えてます。これを絶対的な要件として候補者選定の要件にするというのは、私はあまり好ましくないと思います。

(矢島次長)

むしろコミュニケーション能力とか何かそういうことが……。基本的にはなんらか要件がないと人選ができないわけですが、そういうことをおっしゃっているということですね。

(参加者 B)

コミュニケーションは当然重要であって、これは万国共通だろうと思うのです。だから、コミュニケーションをやるときにどういう視点に立ってコミュニケーションを進めるのかということだと思うのです。今回の異議申し立てについては、遵守・不遵守かを明らかにするための審査役、審議役ということでありますから、その観点に立ってきちんとコミュニケーションし、その事実関係をきちんと把握できるということかと思えます。

基本的に、それから、先ほど2名というお話があったのですが、私も業界のほうは、これまで J B I C のほうで、従来の体制、現状の体制で異議申し立ても受け付けて、特段問題ないとずっと聞いておりました。来ていて、できる限りそれは最小限の組織でいいのではないかと。もちろん、環境ガイドラインは新しくできましたので、これを踏まえて職員の皆様方が誠心誠意を持ってやっていかれるということだと思いますので、そんなに異議申し立ての不遵守はあまり起こらないのではないかと感じも受けております。

そうすると、いきなり2名という、本当に必要があるのかと。逆に言うと、1名でもいいのではないかと気もするのです。したがって、過大な組織とならないということで、現実にとどの程度あるか踏まえる必要があるかと思うのですが、いきなり過大な組織を作って、実際上の需要もないというのも経費の無駄になると思いますし、そのへんも踏まえてぜひご判断をお願いしたいと思います。

(矢島次長)

他にございますか。どうぞ、はい。

(外務省 高田氏)

また同じようなコメントになるのですが、結局、絶対要件、これは満たしてもらわなければいけないというのが、まさに中立性、独立性が担保される要件で、それ以外に、望ましいとか、あるいは、知識として持っていなくてもそういうのに理解ができる人とかというのが分かれるのではないかと思います。そういう観点で、また質問に戻って恐縮ですが、「国金業務あるいは援助業務に詳しい人」というのを要件として挙げられたと思うのですが、具体的にどういう人をイメージされているのか。というのは、J B I C で仕事をされた人は明らかですが、ただ2人と J B I C の O B というわけにも、絶対入ってはいけなはいは私も思いませんが、2人と J B I C の O B というのは、それはないだろうとたぶん皆さん思われると思うのです。

J B I C の遵守・不遵守を見るわけですから。そうすると、では、それ以外の人で、例えば、会社でそういう仕事をした人というのをイメージされているのか、それとも、そういう学者なのか。ただ、そういうふうにしていったときに、逆に、もう一方の法律要件が満たせるのか、法学部を出ていければいいのか、とかいうことになる。先ほど法律要件のほうは、坂本さんが、弁護士があるいは、というような質問をされたと思うのですが、業務のほうに詳しいという人は、具体的にどういう人なら満たせると思われるのでしょうか。

(入柿課長)

この要件は、例えば、公募するときに新聞に書くということでありまして、国際金融なり開発援助の知見を試験して点数のいい人から採っていくとかいう話ではありません。なっていく以上、ここで考えておりますのは、「開発援助の知見」ということであれば、途上国に行ったこともないような人では困るということでもありますし、ある程度現場を経験した方とか、あるいは、勉強された方とか、そういう方を想定しているということでもあります。国際金融のほうについても同様で、まるで金融取引についてご存じないということでは困るということです。

ここは、繰り返しになりますが、よく知っている人を探っていくとか、全然素養のない人を撥ねるという意味での要件だと考えていただければと思っております。

(参加者 D)

先ほど入柿さんが、全然知識のない人を撥ねるための要件だと。それでは、私も、必ずしも要件、必須要件でなくていいのではないかと思います。私も、高田さんがおっしゃったみたいに、必ず必要な要件、例えば、中立性とかを担保するための要件と、望ましい条件とを分けて考えたほうがいいのではないかと思います。

それから、人数の件ですが、幅広い視点から調査を行うためには、必ずしも環境審査役の方が偏った意見をお持ちとは思わないのです。こういういろいろなプロセスの中でいろいろな方々がかかわって選ばれた方ですから。ただ、最終的に意見を出す場合とかは、幅広い視点から他の方々の意見を取り入れるということも必要だと思いますので、そういう場合、N G O 提案としては3名となっておりますが、1名では不足ではないかと思えます。

これはこの場で今、質問しているのかどうか分からないのですが、遵守・不遵守の調査と問題解決のための協議の促進を、1人の方が両方、調整しながら行うというお考えでしょうか。

(入柿課長)

後者の点についてはそのとおりです。1人の方が行うということです。1人の方といいますか、担当の環境担当審査役が遵守・不遵守の判断もし、あるいは対話の促進も行うという趣旨でございます。

(ODAウォッチャーズ 坂元氏)

関連して同じことです。質問を差し控えていたのです。というのは、合議制かどうかという問題がもう一つありまして、そちらとの関連になるのですが、先ほどの外務省の高田さんとか皆さんがおっしゃられていることを見ますと、最低の条件というのは分かりますが、できたら、すべてが完璧な人は当然いないわけですし、例えば、法律的な知見のほうに重点を置く方と、環境問題とか、そういうコミュニケーションのほうとか、私の思うには3人ぐらい必要ではないかと。これは考え方ですが。

先ほど、産業界のほうから「できるだけ経費を安く」ということですが、査定というか、物事を考えるときに、1人でも、業務が多かったら当然おカネはたくさん払うわけです。だから、人数で「多い」という問題ではないので、当然、そのそれぞれの業務に応じて査定するわけですから、人数と費用は関係ないのではないかと思います。

(矢島次長)

合議制のところは、考え方として、先ほどの説明では、2人置いて、主に文献を調べたり、現地の調査も含めて行うのが主担当の方で、もう1人の審査役も報告書には目を通して意見を言うと。それが、1人で専担するのではなくてバランス良くということなのだろうと思いますが、追加の説明があれば。

(入柿課長)

まさに今議長の申したとおりでございます。完全に1人だけということではなくて、審査役が文献調査あるいは現地調査、対話の促進を行って、その結果は報告書にまとまるわけでございますが、その際に、他方の審査役の意見も聴取してバランスを保つということを考えているということでございます。

(メコンウォッチ松本氏)

なぜ要件にこだわるかという、要件というところだけはJ B I Cの専決事項というか、J B I Cが行う候補者選定の要件であるということなのでこだわっているわけです。つまり、選考委員会のところで議論されて、なぜこの人であったのかという理由なりが公開をされて、この人がこういう知見があったからだとか、こういう点で非常にすぐれていると考えたからだというふうに、はっきりする段階でさまざまな要件がそこで話し合われるというのは私はいいと思うのですが、J B I C側が選考委員会に候補者を送るわけです。この候補者選定の過程がたぶんこの要件によって切られていくと判断しているの、ここは最低限のところでは収めておいて、あとは、例えば、世界銀行などの場合は任期をずらしてみんながいつべんに辞めないような体制にしているわけですが、今残っている委員はこういうのが非常に強いから次の委員はこういうところを重点的に見ましょうねということを選考委員会が話し合っていると、そういう柔軟性というか、選考委員会の判断をいろいろ重視するという意味で、J B I Cが候補者選定の基準にする要件は最低限にすべきだと私は思います。

人数についてですが、これは、期間を3カ月にしたというときに入柿課長にも申し上げたと思いますが、3カ月という期間でやるというのは、過去の類似の国際機関のケースを見ると異例の早さ、異例のスピードです。そのぐらいのスピードでJ B I Cは審査をやっているから大丈夫だと思うのかもしれませんが、私は、2人の体制で、いっぺんに2件、3件を抱えながら、3カ月という時間に本当に対応できるのかと。しかも、問題解決に向けた協議の促進という役割を担いながら、2人の体制でできるのかというのについては疑問があります。では、3人ならできるのかという、この人数の議論は難しいところではあると思いますが、しかし、私は2人の体制で他の国際機関よりも厳しい中でやるというのは本当にできるかどうか疑問があります。その点については、逆に、なぜ2名なのか、つまり、正副で、1人でない、だから2名という判断なのか。そのあたりについて、もし理由があったら、教えてほしいのです。

(入柿課長)

私どもの機関も一般会計から出資金等もいただいております以上、コストは最低限に抑える必要があるという要請があることはご理解いただきたいと思っております。それが一方にあって、もう一つのほうの審査役の人数ですが、1名ではないということで、最低限の数で「2名」と今考えておるということでございます。もちろん、われわれとしては閉古鳥が鳴くことを期待しているわけですが、まるで問題がないという状況があるということも期待しておりますが、どんどん出てきて、2人では到底回らないということになれば、そこは当然、うちの中のリソースの配分としても考える必要がありますので、それは適時見直していきたいと思っております。これは立ち上がりということですので、そこは、コスト削減の要請も十分考える必要がございます、2名という最低限の形にしたという

ことでございます。

(参加者 E)

環境審査役2名ということですが、2名ということであれば、例えば、1人はODA案件を専任する、もうお1人の方はOOFの異議申し立てを専門に取り扱うというように分けていただくということもご検討いただければと思います。そういう専門制にすれば、実際に選考するときに、片方の方はODAに精通されている方を要件にすればいいわけですし、もうお一方のほうはOOFに精通した方と分けられると思いますので、選考過程もより分かりやすくなると思います。そんなにどんどん異議申し立てが出てくるとは思わないのですが、場合によって、例えば、ODAのほうだけに案件が集中するとか、OOFだけに集中すると、片方の人は閑古鳥ということにもなりかねないというのは分かるのですが、性質も違いますし、ここは分けていただければと思います。

(矢島次長)

他にございますか。今のいろいろなお話をうかがってますと、要件のところは、確かに、最低限満たさなければいけないところ、中立性というのはお話が出てましたが、そういうところと、あるほうが望ましいところ、実際に、J B I C側も、もともとの候補者を選ぶ段階でどのくらい人数が出てくるのかも分からないというところがあるのだらうと思います。そういう意味では、「基本的な要件」と「望ましいもの」ということも考えながら、要件の整理をするといったご意見かと。確かに、環境あるいは社会配慮の問題に対する遵守・不遵守を判断していくという意味では、ここには要件として「環境」というのは全然ございませんでしたが、望ましい要件の中にはそういうものも当然に入ってくるのではないかとご意見が出されてきたと思います。そういう意味では、基本的に必要な要件と、それから、望ましいものというのはもう少し膨らませるような形の整理が必要というのが、この場での議論と考えられます。

人数のところは、確かにスタートしてみないとどのくらい件数が出るのか分からないというところがあります。一方での迅速性というのは基本原則にも入ってくる話だと思いますので、そういう意味では、そこの兼ね合いの中で、人数のほうは、費用面の制約もあるのだらうと思いますが、まずスタート時点では最低限という意味で、「2名」というのがJ B I C側の考え方で、これについてはだいたいご理解をいただいていると考えております。そういう方向で、特に要件のところは若干広めのもの、望ましいと言われるような要件の整理、これは高田さんからのご提言がございましたが、そういう整理分けがこの場での方向観と考えられます。

(メコンウォッチ松本氏)

細かいことですが、「事務局員は本行職員3名程度」と入柿さんはおっしゃってましたが、まず、事務局は常設だと理解していいのかどうかということです。それから、2点目は、事務局員ですが、「本行職員」だけなのかどうか、このへんについての考え方を教えてください。

(入柿課長)

事務局は常設を考えています。それから、事務局員は本行職員のみと考えております。もちろんアルバイトとかを必要に応じて雇うことはございますが、コアの職員は本行の職員ということを考えております。本行の職員にも、契約職員とか、派遣職員とか、いろいろと種類がございますので、そこは決めているわけではございませんが、基本的には本行の職員の身分を持った者を内部登用するという形を考えております。

(矢島次長)

あとは、先ほどの説明では、その案件案件に応じながら、特殊なというか、専門知識が必要だと思いますので、そういう場合には外部委託をするなりして専門家を利用するという体制なののだらうと思います。

(メコンウォッチ福田氏)

質問ですが、任期についてお話がなかったと思うのです。任期についてどうお考えなのか。特に、私たちの提案では、最初の任期をずらして、ある程度審査役が経験あるいは知識を蓄積して次の人に渡せるという体制を作ったほうがいいのではないかと申し上げてますが、その点について1点です。

もう1点は、もともとのJ B I Cのほうで用意された要綱案のほうでは、機関自体をどうするかということは何も触れられていなかったのですが、きょう、この議論を踏まえて、今後、この手続き案の中に、この構成をどうするかということが含まれるのか、あるいは、どういった形でペーパーとしてまとめていくのかということをおうかがいしたいと思います。



(入柿課長)

任期ですが、特に申し上げませんでした。今のところ考えておりますのは、2年を任期として考えたいと思っております。1期に限り再任できるという規定を置こうと思っております。再任のときの調整等で任期がずれるような格好にできればいいとは思っておりますが、そこは立ち上げてみて、どういう人が来るか、その人の希望等もあると思いますので、とりあえず立ち上げは「2年」にしたいと思っております。

それから、私どもとしまして、基本的に内部の規定で異議申し立ての手続きを手続き要綱としてまとめさせていただいたということで、組織のほうは、内部としましては、別の形で最終的に取りまとめることとなります。それは組織全体の規定とかいう形になるので、それを皆さんにお諮りするということも変な話でございます。したがって、この手続き要綱に入れることはしたくないと思っております。ただし、ここでこういうふうに私のほうから申し上げて、それで皆さんからご意見を賜ったということなので、これは別の形の紙にして、このパブリック・コンサルテーション・フォーラムでご議論いただいた成果という形でしっかりと取りまとめてフィードバックさせていただきたいと思っております。

(外務省高田氏)

さっき松本さんが質問された、事務局の人ですが、内部の人がやられるというのは、たぶんそうだろうとは思いますが、外部でいい人があったときに、J B I C職員として採用されてというのは、そんな人がいるのかどうか分からないのですが、全く排除する必要は...。例えば、国際機関でこういう仕事をした人がいるとか、そういう人がおられて、公正さが担保される、で、J B I C職員としての守秘義務とかは当然守っていただくということならば、そういう人を全く排除する必要はないのではないかと。そういう人がいた場合に考えればいいことだとは思いますが、ただ、3人だとすれば、3人のうち3人ともそうになってしまうと、全然システムが分からなくて困ってしまうということになりますので、せいぜい1人ぐらいかとは思いますが、もし、そういう人がいれば、そのときはJ B I Cの契約職員というか、短期間の、新卒ではなくて入られる方とか、システムがあると思っておりますので、その中で柔軟にやっていただければと思います。

(入柿課長)

その点は、もちろんそういう方がいらっしゃって適任であれば、そういうことを排除するつもりは毛頭ございませんが、本行の場合も、繰り返しになりますが、特殊法人としまして厳しい定員管理を予算の面から受けておりますので、その枠内でのやりくりということになります。したがって、そのときどきの人事全体、会社全体の人事政策とか、採用方針とかに照らして、そういう方がいて適任だと、このポストに埋めるちょうど空きがあつてこうしてという話が合えば、当然そういう方の雇用も考えてはいきたいと思っております。

(矢島次長)

「機関の構成」と「選定の仕方」ですが、だいぶご議論いただいて、もう尽くされてきたと思っておりますが、よろしゅうございませうか。はい、どうぞ。

(参加者 F)

何にもしていないのですが。前回と今回、非常に飛躍があつて、非常に防衛的になられているというか、事務的になられていると思うのです。これは、それぞれの権威者を集めても問題がおそらく解決しないだろうと思うわけです。つまり、この問題の出発点は「環境」ではないのでしょうか。そういう「環境」は、必要に応じて専門家を補うということになりますと、実際には、例えば、法律の問題とか国際金融とか、そういう問題ですが、そもそも出発点は法律問題とか、国際金融上のトラブルではないのではないかと思います。どうしてそういうふうにならざるに、形式だけを整えて...。つまり、この問題を解決する能力がなくてもいいわけですよ、法律の専門家とか、過去の国際金融のベテランとか。そういう人をたくさん集めても、これから起きるであろうさまざまな開発途上国の環境問題の解決にはちっとも役に立たないと私は思うのです。

この前までは非常に柔軟だったのですが、今回は非常に事務的に事務的です。つまり、環境問題とか、こういうガイドラインの問題は、事務的に解決できない問題ではないかと。こういう要件があつて、こうなつて、今までのやり方でこうだからこれでどうだというふうに決めつけて解決できないような問題を事実の問題として解決していくという、後に尾を引かないような解決をしていくということでもありますから、もっと防衛的でなくて、事務的でなくて、つまり、なぜ、「環境」が出発点であるのに、「環境」というのは必要に応じて頼むというふうになさつたのでしょうか。非常に態度が防衛的になつている。この前までは非常に開放的で意見を聴取するというお考えだったように思うのです。

この前の問題で解決していない、結論が出ていない問題も既定事実としておっしゃっているような感じを受けるのですが、私のひがみでしょうか。まず、環境という視点を外したというのはどういうことでしょうか。それを質問したいと思います。

( 矢島次長 )

これまでの説明の中にありましたように、先ほどの、「望ましい要件」というところで少し膨らます必要があるのではないかというお話。基本的な要件と望ましいものと分けるべきという中で、先ほど私もお話ししましたが、ご意見の中では、やはり「環境」というところも入ってくるのだらうと。それから、先ほどの説明で、審査役はそれぞれの案件によって必要とされる専門知識が違ってくる場合もあるので、そういう場合には外部の専門家をそのときどきにに応じて雇って事務の委託をするという構成になっていたのではないかと。

あと、非常に防衛的だというのはよく分かりません。いろいろ今までも意見を賜っておりますし、そういう中で、選考委員会というのを設置して、これは私どもの他の職員の採用では全くないことでございます。そういう意味ではかなり、これまでの議論を踏まえたうえで「J B I C 側の提言である」という感じはいたします。何か他に「J B I C」は補足することがあれば。

( 参加者 F )

「環境」は、望ましい、つまり必須ではないと。要らないが、あったほうがいいという、おかげで言えば主菜ではなくて副菜みたいな、そういう取り扱いではないのでしょうか。つまり、環境という視点はメインではないというふうにとれるのですが、必須条件とそれ以外の条件があったときに、「環境」は必須ではないと。必須な条件は、「国際金融」とか「法律」とか、あるいは「開発援助」、その三つぐらいではないかと。「法律」と「国際金融」と「開発援助」は必須だが、「環境」は必須ではない、望ましいもの、つまり、余裕があれば入れてもいいという位置付けではないでしょうか。

( 入柿課長 )

繰り返しになりますが、要件のところは必須ではございますが、今回の選考過程は、この要件のところでは、われわれのほうで人選する際の一つのメルクマールであるということございまして、その後、選考委員会のほうでさまざまなご意見をいただくということです。選考委員会の中で、もちろん「環境」は全く要らないとわれわれのほうで言うような話ではないと思いますし、選考委員会の選考の要件の一つとして環境についての知識等も見ることにはなろうと考えております。したがって、われわれのほうで、これだけ満たせばもう誰でもいいのだということを行っているわけではなくて、その後、選考委員会で十分ご審議をいただいたうえで最適な人と思う人を選ぼうということでありませう。

「環境」を絶対的な要件にしなかったのは、これも繰り返しになりますが、環境と申ししてもかなり幅広い分野になりますので、「環境全般について詳しい人」ということを置いた場合に、該当する人がなかなかいないのではないかと。それから、東京都の場合でも、公害と、もう一つ種類を分けて専門家を雇っていらっしゃいましたが、そういった観点で、かえって応募者を不当に制限する可能性もあります。そこはなるべく幅広く応募していただいて、幅広い選肢の中から選考委員会の中でご議論いただいて決めていきたいということございまして、必ずしも環境について何も知らなくてもいいのだというふうに関き直って言っているつもりはございません。

( O D A ウォッチャーズ 坂元氏 )

環境配慮ということですと来ていると思いますし、事業実施者がいちばんのそのところを遵守するということだと思うのです。ずっとこの会議をフォローして、環境社会配慮ということの中で、環境社会配慮の中にはいろいろな要素があると思いますが、特に環境 N G O の方のほうから、例えば、中国の西部開発とか、バングラデシュの橋の開発ということで、住んでいる地域の住民の方とか、現地住民の方とかに対する配慮がいちばんの争点ではないかと指摘されたと思います。もちろん環境アセスメントの中で純粋に汚染の拡散とかというケースはあろうかと思いますが、それは専門家の方ということになろうかと思いますが、いちばんの争点になったのは、地域住民に対する配慮がなされているのかどうかということが大きく上げられたと思います。

こういう点については、まさしく人権問題とか、あるいは、相手の国の中において住民票を有していない人に対する配慮がどこまでなされるかということで、非常にリーガルな面を含んでいる問題をどう扱うのかというのが争点だったような感じがしております。そういう観点で言うと、先ほど「J B I C」のほうからお話ししたように、ある程度法律の知識があったほうがいいのではないかと、そういう判断を踏まえてやれる人がいいのではないかと。

それから、環境面について、環境の拡散モデルとかありますが、そういう技術的な知見のところはあまり話題にはなりませんでしたが、そういうところは必要に応じて専門技術者の知見を聞くとかいうことではないかと。そういうことで全般配慮しつつやっていくと理解をしております。若干コメントになりました。

( メコンウォッチ松本氏 )

言い忘れていたのですが、これは世界銀行のときに大きな問題になったのです。われわれの提言にも書いてありますが、事務局に対して、世界銀行の場合ですから、世界銀行の職員が圧倒的にアクセスができる、一方、訴えをしている住民たちは本当に遠くにおいてプロセスの中で一度か二度しか関与ができない。という中で、投融资

部門からの情報に事務局側があふれていくというのが、実は問題として、インスペクションパネルの元パネル委員からも提起されていて、世銀の場合は、アクセスを制限するような方法をその後講じるようになってきたわけです。

この点について、実務上、J B I Cとしてなんらかの対策を私は取ってほしいと思っています。特にこの建物は、入り口に大きな関所が設けられてますし、内部の人は自由にカードでひゅっとやればどこでも行けますが、われわれは中に入ったとしてもあのカードがないと部屋にすら入れないという中で、物理的にその問題を解決する方法は考えていただきたいと思っています。

( 矢島次長 )

ありがとうございました。いろいろご意見を賜りました。この「機関の構成」、それから、「選定」のところですが、繰り返しになりますが、「必須の要件」と先ほどお話がございましたが、それと「望ましいもの」ということで、少し要件のところは広めに取ってというのが一つのここでの方向観と考えられます。

それから、実際に事務局の方の現地住民へのアクセスとか云々というのは、かなり運用面のところですが、要綱の手続き、あるいは別の紙になるということですが、「機関の構成」「選定」のところに、細かくという形ではないのかも分かりませんが、貴重なご意見としてJ B I C側にはテイクノートしていただきたいと思います。

それでは、いちばん最後のところでございます。まず、「その他」のところ、これは産業界の方からのご意見ということで、国際開発金融といいますが、国際機関と日本の政府金融機関であるJ B I Cとは地位と役割が違うだろうと、したがって、制度の検討にあたっては国際機関の制度は前例にはなり得ないのではないかとということがございました。これは、これまでの議論の中でも数々出てきた点でありまして、おっしゃるとおり、設立の目的、設立の根拠が違っているというところから、当然にして国際機関と日本の政府金融機関であるJ B I Cとは違う点はございますが、一方で、同じようなプロジェクトに対して融資を行っている融資機関であるという面では、当然にして似ている面もあるということです。そういう意味では、この手続きの検討にあたっては、似ている面で共通の点があるところと違うところがあるというのは、それぞれ当然違ってくるだろうと思います。一概に前例とはなり得ないということではないのだろうと思いますが、当然にして設立根拠の違いによって違いが出てくる面もあるということです。これは産業界の方に、これまでの議論の中でご理解をいただいていると考えております。

そういう意味では、この場でクラリファイをする最後の点になると思いますが、「対象となるガイドラインの範囲」というところ、J B I Cの考え方を説明してください。

( 入柿課長 )

この部分ですが、今回の異議申し立て手続きは、最初から「新ガイドラインに基づくもの」ということでございまして、新環境ガイドラインに基づいて異議申し立てを受け付け適切な措置を取ると書いております。相手国、あるいはガイドラインの適用対象となるプロジェクトの借入人、利害関係者等との関係も考慮しまして、このところは、当初どおり、新しい環境社会配慮ガイドラインの適用のあるプロジェクトに対しての異議申し立てに限定したいと考えております。

( メコンウォッチ松本氏 )

経緯はそのとおりだと思います。しかし、ガイドラインというものは改定されていっているわけですし、新しく制度を作ったわけではないわけです。89年以来、O E C Fで言えば、ガイドラインを改定して行って、今度も改定したわけです。統合ですが、改定したわけです。したがって、その改定バージョンだけ遵守をして、その前のバージョンは遵守という制度がないというのはおかしいのではないかと。もちろん新しいガイドラインを過去のプロジェクトに適用しようということはもちろん言えないわけで、そのときそのときに適用したガイドラインをあくまで遵守の対象とするという当然のロジックの中でここに書いてあるわけです。

したがって、これは新しい制度ではなく、あくまで前までの制度の踏襲なわけですから、これについては、それぞれの、そのときそのときに適用したガイドラインの遵守を新しい機関が見ていくということになると思います。そこは私としては当然必要ではないかと。むしろ、O E C Fから見れば第3版になるのかもしれませんが、このガイドラインから遵守を見て、それまでは遵守を見ないというほうが、私としてはおかしいのではないかと思います。

( 矢島次長 )

J B I C側は何かコメントはありますか。

( 入柿課長 )

これもガイドラインの新しい条項に基づくものであるということが一つございます。それから、もう一つ、遵守・不遵守を見ていないということではなくて、旧ガイドラインにおいても遵守をしておりまして、遵守・不遵守についてはこれまでこれまでのやり方を見ていたということだと思います。異議の申し立てについても、基本的に投融资担当が受け付けて、それで行内で処理をしておったわけでございます。したがって、遵守・不遵守を見ていな

いわけではないということです。旧ガイドラインについてはこれまでの手続きで見ていく、新ガイドラインに基づくものについては新しい手続きで見ていく、そういう理解でございます。

( 矢島次長 )

よろしいですか。基本的な整理としては、新しいガイドラインに基づきましてこの異議申し立ての制度も措置を講ずると盛られてきているということで、それも当然にしながら、J B I Cのガイドラインであります。プロジェクト実施主体との関係もございまして、そういう意味では、新しいガイドラインがスタートする段階からこの手続きを入れていくという整理だろうと思います。

それ以外のものについてどうなのかということですが、これまでも、異議申し立てという形ではありませんが、投融资部門に対してはいろいろご批判をいただいたり、こういう点の事実があるということを知ってきているのだろうと思いますので、そういう中で従来の枠組みで対応していくということで、遵守・不遵守が全くないということではないだろうと思います。

( メコンウォッチ松本氏 )

繰り返しになりますが、そのときどきのガイドラインの遵守をここの審査役が申し立てによって見ないという理由、それによる問題点をもう少し明らかにしてほしいのです。まず相手国政府であれば、ガイドラインを今回改定し、さらにそれに異議申し立て制度がある、そういう制度が過去のプロジェクトに対しては過去のガイドラインで適用されるという説明をするという意味では、ものすごく余計な負担を当該国政府にかける、あるいは誤解を招くということにはならないのではないかと私は思います。

それから、申し立てができる期間を限っています。今のところ、モニタリングとか、いろいろ、第2ドラフトでどう出てくるか分かりませんので。したがって、ものすごく昔のプロジェクトが今ここで出てくることもあり得ない、ということを考えれば、現実的に対応は可能だと思います。むしろ、ガイドラインが、O E C Fの場合三つ、旧輸銀の場合で二つあって、それがバラバラに遵守を見ていることのほうが組織としておかしいのではないかと私は思います。過去のガイドラインについては別の機能で遵守を見、新しいガイドラインについてはこれで遵守を見るというのではなくて、こういう制度を作るのですから、この新しい制度で過去のガイドラインの遵守についても見る。もちろん範囲はここに書かれているような範囲で限定されてますので、それについて見ていくということは、新しい大きな負担があるとか、あるいは、組織上大きな問題になるということがないのであれば、私はぜひ取り入れてほしいと思います。

( 参加者 G )

今回のガイドラインは大幅な改定になっておりまして、そういったことから、周知期間を来年10月まで設けているわけです。そういった中で、過去のプロジェクトも新しいガイドラインで見るとするのはロジック的におかしい。できるものは、カテゴリー分類とかすでにやっているものはあるのですが、基本的には来年10月以降のプロジェクトに関して、新しいガイドラインに則って異議申し立てを受け付ける。当然、過去のプロジェクトに関しては旧ガイドラインでもって遵守・不遵守を見ていただくというのが筋だと考えます。

( 矢島次長 )

ここは、メコンウォッチの松本さんからのご提言であるということ、実際には、今後、途上国側に対する説明とか、いろいろな場がございますので、そういうところで、新ガイドラインの正式な施行の段階で、この手続きもその中の一条項でございますので、進めていくというのが基本的な考え方だろうとは思いますが、はい、どうぞ。福田 メコンウォッチの福田です。1点は、先ほどの方がおっしゃったのですが、必ずしも新しいガイドラインを昔のプロジェクトに適用して、昔のプロジェクトを新しいガイドラインに照らして遵守・不遵守かということを開くと私たちは主張しているわけではありません。昔のプロジェクトはあくまで昔のガイドラインに沿って審査されているわけであり、それに関する遵守・不遵守をチェックする機構は必要ではないかという提案であるということが1点です。

それから、もう一つ、実はJ B I Cのほうの説明が必ずしもクリアではないのは、昔のガイドラインの遵守・不遵守をこの新しい機関で問うことにどういった実際の支障があるのかというのが分からないということがあります。普通は、実際のプロセスを定めたものと、それに関する紛争解決手続きというのは別にあるわけです。裁判制度でもそうですし、あるいは、世界銀行、アジア開発銀行のインスペクションの仕組みでも、もともとの政策とは別に新しくインスペクションという仕組みが導入され、もともとの、例えば、環境配慮の政策とか、あるいは住民移転の政策という中に、こういう問題解決手続きが適用されますよと書いてあるわけではない。それでもきちんと機能しているわけです、そのインスペクションという仕組みそのものに合意があるということ。必ずしも昔のガイドラインについて遵守を問うということは不可能ではないし、特に問題は生じないのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。J B I C、どうですか。

(入柿課長)

そのところは、純粹に、例えば、うちの内部だけの機関であるとかいうことであれば、そういうことになるでしょうが、実際、今回の手続き全般については、相手国あるいは借入人にも負担を強いるものになると考えております。要するに、われわれの内部で完結するものではなくて、どうしても相手国、借入人に負担を強いて、かつ、権利を制限する恐れもどうしても向こうは抱くという話でございます。そういうことを新たに導入することになりますので、過去にさかのぼるといことは、やはり借入人の方あるいは相手国政府との関係で問題があるのではないかという判断でございます。

(参加者 F)

法律の原理ということで、要するに、案件ごとに、その案件がどのガイドラインによるかということに基づいて、新ガイドラインの適用されるものについては新ガイドライン、そうでない案件については、それぞれの案件が受理されたというか、執行された時点で有効なガイドラインを適用すると考えてよろしいのでしょうか。

(入柿課長)

はい、そのとおりです。

(参加者 E)

過去のというか既存の案件に異議申し立て制度を導入することになりますと、借入人からすると、これは契約締結後の一種の条件変更ということにもなりかねないので、非常に問題も大きくなると思いますから、これはぜひ避けていただきたい。新しい契約から借入人になる人に、そのへんは周知徹底したうえで導入していくということでもよろしいと思います。

(メコンウォッチ松本氏)

過去のガイドラインが適用される案件というのは、すでに融資契約が結ばれている案件ということになります。したがって、その融資が止まることもまずあり得ないし、支払い遅延もまず今の段階ではあり得ない中で、今、おっしゃっている不利益というのは、具体的にはどういうことがあり得るのか。つまり、基本的にはガイドラインを遵守してやられているわけですが、それに対して異議が出ていると。それに対して J B I C が、J B I C 内部のこの機構を通じて J B I C がちゃんとガイドラインを遵守したかしないかということ審査するということを今、私たちは提案しているわけですから、それが具体的にどういう不利益になるのかがよく分からないのですが、教えていただけますか。

(参加者 B)

私が発言するのはどうかと思いますが、要するに、両者が合意している契約について一方的に一方が契約変更するというのは、リーガルに問題があるのではないのでしょうかというお話を言われたかと思いますが。それで、ベースとしては、いろいろ NGO の方の意見等もあって、今回新しい新ガイドラインができるということで、その新ガイドラインにおきます不遵守の場合の異議申し立てについてこの場で議論していると思っております。したがって、過去のガイドラインの扱いをどうするかということ、このパブリックフォーラムの視点の外ではないかと思っております。いろいろご意見があろうかと思いますが、基本的にはこの新ガイドラインで新しく異議申し立て制度ができるということで、その異議申し立て制度をどうするべきかということの範囲で議論をしているということではないのでしょうか。

(矢島次長)

今の点は、おっしゃるとおり、新ガイドラインに基づく手続きということではございますが、旧ガイドラインの下でもこういう手続きを使っていくべきではないかというのは、必ずしもスコープが完全に外れているという議論ではないと思いますので、この場で議論していただいてもいいテーマだろうと思います。そういう意味で、私からも、議事進行役として問題提起といいたまいますか、話題を提供させていただいたということだと思います。

そういう中で、これまでのお話を総合してみます。当然にして、過去のガイドラインに基づく遵守・不遵守ということとはできないことではないのだろうと思います。あとは、いろいろ産業界からのご意見もございましたし、J B I C のこれまでの話を総合しますと、契約関係というのでしょうか、実際にはリーガルにロンドキュメントにガイドラインの手続き云々というのが必ずしも書いてあるということではないと思います。ただ、J B I C のどういう環境ガイドラインに基づいてチェックしていくのかというのは、当然、実施主体にも伝わっている話でございますので、これまで前提としなかったものが急に出来たという意味では、借入人との信頼関係の面で問題が生じてくるというのがいちば

ん大きな点かと思えます。そこはまさにもともとの前提の議論なのだろうと思えます。これは、新しい環境ガイドラインの中に出てくる異議申し立ての手続きであるということで、今申しあげましたプロジェクトの実施主体とのこれまでの関係を考えますと、やはり新ガイドラインの施行に合わせた来年の10月以降、この異議申し立ても、それを対象として手続きを設けていくという整理が必要ではないかと考えられます。

(メコンウォッチ松本氏)

ここはこだわります。この場がふさわしくないのであれば別の場で、こういう制度を作ったのだから、過去のガイドラインになぜ適用しないのだという議論は続けたいと思えます。これはJ B I C組織としての話だと思えます。新環境ガイドラインを作ったからこうであるということ以上に、自らの指針を、どう遵守を確保するのかという、まさに組織としての対応のことだと思えますので。経緯は尊重しますし、この場で議論できる限界はあると思えますが、私としては、やはり必要というか、ういうふうに作るわけですし、入柿さんがおっしゃったように手続き案と組織案は別個の存在になってくると思えますので、その段階でJ B I Cのその組織をどういうふうに適用するのかというのは、この手続きとはまた別のところに存在し得ることだと思えますので、それについてはまた改めてJ B I Cと議論を続けたいと思えます。この場は、皆さんは新環境ガイドラインのことで集まっていられちゃいますので、私とすれば、別の場も使いながらJ B I Cとは議論を続けたいと思えます。

(矢島次長)

そういう意味では、新ガイドラインでない古いガイドラインというか、現状のガイドラインにおいて遵守・不遵守をどう考えていくかというのは、今後の課題ということでメコンウォッチの松本さんのほうからご提言いただいたということで、これはJ B I C側もテイクノートして、なんらかの場でまた議論をするということに整理させていただきたいと思えます。

だいたい以上で、すべての点を、ファーストラウンドということでございますが、網羅したと思われれます。この中で、すべての点の整理というよりも、オープンイシューになっていて、J B I C側のセカンドドラフトで盛り込んでいただきたい点につきまして整理をさせていただきたいと思えます。

一つは、「異議申し立ての期間」のところ、ポイントは、「承諾前」をどう考えていくのかということでございます。「融資契約の調印締結前」をどう考えていくのかということで、ここは、前回、きょうはいらしていませんが、原科先生のご提案に、その前に投融资部門に対してさまざまな意見をいただく、ただ、そのところが必ずしも明確なルールには手続きとしてはなっていないということでございますので、そのところをもう少し明確化したらいいのではないかとご提言がありましたので、そういう形に沿った形でJ B I C側はセカンドドラフトに持って行っていただきたいと思えます。

「期間」のほうのもう一方の、J B I C案では「貸出終了」というところでございますが、ここは、少なくともガイドライン上モニタリングというところまでスコープに入っているの、そこまで考えるべきではないかというのがこの場の方向性だったと思われれます。

2点目は、これはまさにオープンイシューでございますが、並行二重手続きのところでございます。ここはさまざまな議論、意見をいただきましたので、それを踏まえた形でJ B I C側に案を提示していただきたいと考えております。

あと、この場でもし何か回答があればいただきたいと思えますし、現状でまだ考えが整理されていないということであれば、セカンドドラフトの段階でいいのですが、要は、異議申し立てを人に限るのかどうかという提案がございました。これまでのさまざまな参考にしてあります類似の手続きの中では、当然にして、「申出人」というぐらいですから、「人」が大前提になっているわけですが、そうではない環境、希少生物とか、そういう問題があるのではないかとご提言をいただいたと思えます。これは、現時点で、J B I C側の検討状況はどうでしょうか。

(入柿課長)

その点につきましては、もちろんそういう訴えについては真摯に耳を傾けてまいりたいと思えますし、投融资担当部門あるいは環境審査部門のほうで十分に配慮していきたいと思っておりますが、この手続きになじむかといえますと、ちょっとなじまないのではないかと考えております。したがって、今のところ考えておりますのは、やはりこの手続きの外で処理するべきかと考えておるところでございます。

(矢島次長)

だいたい、非常にオープンイシューになっているのは今の3点と私は理解しております。それ以外、さまざまな点も含め、文言修正はかなりの個所に及ぶと思えますが、J B I C、よろしくお願ひしたいと思います。

今後のスケジュールでございますが、きょうで一度、ファーストラウンドのひとりの議論が終わったということです。次回は来週の金曜日でございますが、そのときまでに、もっとも1週間しかないの、事前に必ずホームページ上で公開していただきたいと思えますが、いつになってというのはなかなか難しいかも分かりません。少なくともセカンドドラフトを金曜日の段階では実質的な議論ができるような形で前広にホームページ上で公開するという

作業をお願いしたいと思います。

それを受けたうえで、25日、来週の金曜日と、10月の最後の31日ということで前にもご案内しておりますように、これからあと2回と考えております。来週の金曜日は、セカンドドラフトをご覧になっていただいたうえでコメントを受けて、できれば一とりの議論を、そういう意味では、セカンドステップのラウンドの議論を終わらせたいと思っております。方向観としては、31日は最後の調整に入る、こんなことでできればと、私の希望的観測かも分かりませんが、考えております。

きょうは、私のほうから考えております議題はこれだけでございますが、何かご意見がございましたら、いただければと思います。特になければ、早めではございますが、一とり終わりましたので、終了させていただきたいと思っております。繰り返しになりますが、前広にホームページ上で公開するようにJ B I Cにはお願いしたいと考えております。どうもありがとうございました。

以 上